【規程番号　神女大短Ⅰ－009】

神戸女子大学・神戸女子短期大学防火・防災管理委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、行吉学園防災管理規程第９条の規定に基づき、神戸女子大学及び神戸女子短期大学における、火災、地震､豪雨等の自然災害及びその他の災害の予防と、その対策並びに啓発を行うことを目的として常設する防火・防災管理委員会（以下｢委員会｣という。）に関し、必要な事項を定める。

（学長の責務）

第２条　学長は､委員会を通じて、教職員､学生等の生命､身体及び教育施設を災害から守るため、災害対策について必要な処置を行う。

（委 員）

第３条　委員会委員長及び委員は学長が指名する。

２　委員会の委員は教員及び事務職員をもって構成する。

(委員会の開催)

第４条　委員会は、会議を春、秋の年２回程度行い、次の場合は臨時に開催するものとする。

(1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。

(2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき。

（審議する事項）

第５条　委員会は災害及び防災業務の効率的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた消防計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。

(1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。

(3) 自衛消防訓練に関すること。

(4) 教職員・学生への教育訓練に関すること。

(5) その他防災管理に必要な事項。

（災害対策本部の設置）

第６条　学長は、災害が発生し又は発生が予想される場合は、必要に応じ災害対策本部を設置し、本部長となる。

（防災管理責任組織）

第７条　学長は、防火対策を遂行するため、本委員会を通じて、教職員による防火の責任分担を目的とした防火管理責任組織(火元責任者）を別に定め、周知させる。

（緊急連絡網）

第８条　委員会は夜間並びに休日に発生する災害への対応のため、緊急連絡網を別に作成し、周知させる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

（雑 則）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学防火・防災管理委員会規程、神戸女子短期大学防火・防災管理委員会規程及び神戸女子短期大学自衛消防組織規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。